

## 小児医療費助成事業の制度改正について

小児医療費助成事業については、少子化が進展する中、子育て支援施策の中でも重要な施策の一つとして取り組んでおり、平成28年10月から、通院助成の対象を小学6年生までに拡大し、平成29年4月からは、未就学児の所得制限を撤廃し、併せて就学児以上の所得制限を緩和しました。

しかし、制度への御意見や近隣自治体の助成状況等から、更に安心して子育てをできる環境を整えるため、通院助成の対象を拡大し、子育て支援をより一層、充実させます。

### 1 改正内容

#### (1) 通院助成の対象拡大

小学6年生までを中学3年生までに変更

#### (2) 実施期日

平成31年4月1日

### 2 今後の予定

実施時期	内容
平成30年12月	・ 条例改正議案提出 ・ 対象者へ申請書類を送付
平成31年 3月	・ 対象者へ医療証を送付

### 問い合わせ

子育て支援課手当・助成担当 電話0463(82)9608